

（仮称）静岡市子ども・子育て・若者プラン案に対する 市民意見の募集結果について（報告）

令和2年度（2020年度）から令和8年度（2026年度）までを計画期間とした、「（仮称）静岡市子ども・子育て・若者プラン」を策定するにあたり、市民の皆様からのご意見をいただきました。

意見募集手続の概要及び結果について、下記のとおり報告します。

1. 意見募集期間

令和元年11月25日（月）から令和元年12月24日（火）まで

2. 意見提出方法

子ども未来課への持参、郵送、ファクシミリ、市ホームページからの電子申請

3. 募集結果

受付件数 32件

（持参：19件、郵送：0件、ファクシミリ：6件、電子申請：7件）

4. 意見の内容と本市の考え方

別紙のとおり

A：意見を反映し、計画案を修正したもの

B：意見の趣旨が既に計画案に含まれているもの

C：各事業等へのご意見、今後の参考とするもの

		意見要旨	反映状況	市の考え方
1	第4章 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	進路について、幼い頃からの情報量、実際に学ぶことや学ぶ場が少ないと感じるため、中高生を対象に積極的に行うべき。その際、歳の近い方が身近に感じ真剣に学べると思う。	C	学校教育では、自己の将来について考えるキャリア教育を全校で実施しています。市内全中学校では、職場体験活動を実施し、働くことの意義や進路について学習します。また、ゲストティーチャーとして地域の方や企業の方を招いての進路学習等も実施しています。令和2年度からは、小学校1年生から高校3年生までの児童生徒に対し、自己の進路について継続して学ぶ「キャリアパスポート」を導入し、さらなる充実を図っていきます。
2	第4章 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	共働き家庭やひとり親家庭が増えている。保育園等に預けたい家庭が入れなくて困るということが無いよう、受け入れ人数を増やしてほしい。	B	今後の整備計画については、「第6章第2節幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策」に記載しています。本計画では、ニーズ調査や直近の利用申込の推移等を踏まえ、必要な保育定員を確保することとしています。保育が必要な方が利用できなくて困るということが無いよう、引き続き、待機児童ゼロの継続を目指し取り組んでいきます。
3	第4章 子どもの心身の健やかな育ちを支える環境づくり	教育・保育の内容を充実させていくことは重要だと思うが、子どもの育ちを支える環境を整備する前に、それを支える保育士等の労働環境の把握・改善のための施策も盛り込むべきだと思う。	B	保育士等の労働環境の把握・改善のための施策については、「第6章第4節（2）幼児教育・保育等の質の確保及び向上について」に記載しています。なお、私立園については、年に1回、園の運営や管理等について監査を行い指導しています。また、保育士等の処遇について、国の処遇改善に上乗せした市独自の処遇改善を実施しています。公立園については、必要な保育教諭等の人材確保及び職員の意見を踏まえた業務改善の実施、また、職員の負担軽減や時間外労働の削減、休暇を取得しやすい環境づくりなどに努めていきます。
4	第4章 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり	虐待などに対する子どもの心のケアについて、あまり書かれていないのではないか。身体的なケアとともに心のケアについての施策や事業所を提供すべき。	C	心理的ケアが必要な子どもに対して、児童心理司による心理検査やカウンセリングによる支援を行っています。さらに、中長期的な治療が必要な場合には児童心理治療施設へ入所し生活環境を整備するなど、子どもの状態に応じて様々な支援を提供しています。引き続き、心のケアへの対応に取り組んでいきます。
5	第4章 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり	児童相談所などについてあたたかみのある施設づくりが必要だと思う。	C	児童相談所では、来所された方がリラックスできるように、季節に応じた飾りつけなどを行い、館内があたたかい雰囲気となるよう配慮しています。引き続き、より利用しやすくなるような施設となるように努めていきます。

		意見要旨	反映状況	市の考え方
6	第4章 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり	1歳半からの早期支援をより充実していくため、各こども園等からの情報をもとに、医師や保健師が巡回し、早期支援へと繋ぐなど、より「超積極的な支援」をしていく必要がある。また、保護者への情報提供を積極的に行い、「(超)早期支援が子どもにとって極めて有益である」ことを社会的な文化にしていかなければならない。	C	発達の遅れや障がいのある子どもへの早期支援は重要であると認識しており、今後も積極的に取り組んでいきます。 また、情報発信の方法を工夫し、より多くの方の目に触れるように努めていきます。
7	第4章 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり	①発達支援の施設は多いが、質的な問題はないか。 ②働いている人は多いが、パート・アルバイトが多く、十分な人数が確保できていないのではないか。 ③施設に対して情報が少なすぎる(施設の売り、特性が分からない)。	C	①支援の質の向上を図るため、施設職員を対象とした研修会や説明会を開催したり、施設に直接行って実地指導を行うなどの取組を実施しています。 ②国の基準を踏まえ、専門資格を持った職員や、利用者の数に応じた職員数(勤務時間数から人工を算出)の配置などを施設に義務付けているほか、基準に加えて職員を配置している場合には、給付費を加算して評価することで、サービス向上を目指しています。 ③施設情報については、インターネットにて簡単に詳細な情報を閲覧できるようにすることで、個々の利用者に合った施設を選択できるよう利便性の向上を図っています(ワムネット 障害福祉サービス等情報検索を参照)。 引き続き、質の向上を図る取組を実施していくことで、子どもや家族への支援を充実・強化していきます。
8	第4章 困難を抱えた子ども・若者を支える環境づくり	不登校の子どもたちが増えている。そのうちの「不登校になったきっかけ」として挙げられるのが、「学業不振」である。そのような学習への困難を抱えている子どもたちへの学習支援に関する施策がないことを非常に憂慮している。次の①～③を提案する。 ①各学校に自習室を設け、大学生ボランティアを中心としたチューター(学習支援者)を配置する。②パソコン室を開放し、学習でのつまづきを気軽に回収できるようにICT機器環境を整備する。③退職教諭を派遣し、放課後児童クラブにて宿題を見るなどの支援を行う。	C	各学校では、学級に代わる居場所として、相談室や保健室、学校図書館等の別室指導の充実を図っています。中学校においては、別室を設けており、教育相談員や教職員が学習支援や教育相談を行っています。不登校になったきっかけ等を的確に把握し、その生徒にあった学習支援を行うことを大切にしています。 提案された内容を含め、不登校児童生徒の居場所づくり、学習支援について今後も検討を進めていきます。
9	第4章 いじめや不登校といった困難を抱える子ども・若者とその家庭への支援	不登校児童へ「無理に行こうとしなくて良い」「学校の代わりに何か自分が一生懸命に頑張れる場所を探す」と教えてあげられる場があれば良いと思う。積極的に取り組めるものがあれば、自信がついて心境の変化が生まれ、家族も安心できると思う。	C	不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、社会的な自立を促すものであると捉えています。そのため、本人の希望を尊重したうえで適応指導教室等の様々な関係機関での支援について学校と本人、保護者で話し合うよう今後も各学校へ呼びかけていきます。

		意見要旨	反映状況	市の考え方
10	第4章 いじめや不登校といった困難を抱える子ども・若者とその家庭への支援	スクールカウンセリングを充実させるべき。5年ほど前には、スクールカウンセラーの対応時間が限定的で、相談に行くハードルが高いように感じた。共感して話を聞いてもらえる場所がもっと充実すると良いと思う。	C	学校内での教育相談機能の充実を図るため、スクールカウンセラーの資質向上、スクールソーシャルワーカーの配置、中学校においては教育相談員を配置しています。今後も、児童生徒や保護者の相談ニーズに応じた教育相談体制の充実に努めていきます。
11	第4章 地域に愛着を持ち、すすんで行動する若者を創出する環境づくり	自治体による婚活支援サービスはあるが、「婚活」というと少し敷居が高いように感じる。大学生にも親しみやすい「合コン」的な男女の交流の場を作ってほしい。	C	市が行う結婚支援事業は、具体的に結婚を前提とした出会いの機会を創出することを目的としているため、いわゆる「合コン」のような交流を主目的とした場づくりの事業は現在実施しておりませんが、今後もより多くの出会いや交流が生まれるような、効果的な事業の検討に努めていきます。
12	第4章 子育てに喜びや生きがいを感じることができ るまちの実現	保育園等の迎えが、仕事の関係で遅くなってしまう人がいる。周りの身近な人の手を借りられないときに、行政の支援を受けられるサービスが整っていれば安心して子育てと仕事を両立できると思う。	C	保育園等の送迎や、その前後の預かり等を行うファミリーサポートセンター事業を実施しています。今後も子育て中の方が、安心して子育てと仕事を両立できるよう情報発信に努めていきます。
13	第4章 喜びと安心感をもって 生み育てることができ る環境づくり	複数の子どもを持つ親の支援として、人を派遣できないか。子育てに疲れる場面も多いが、預けることが難しいと思う。ひとり親の支援だけでなく、複数の子を育てる親への支援もするべき。	C	複数の子どもを育てる家庭のニーズに応えるため、子育て支援ヘルパーの派遣やショートステイなどを実施しています。今後も子育て中の方が、安心して子育てできるよう情報発信に努めていきます。
14	第4章 ひとり親家庭への支援	児童扶養手当が受給できる水準は元々とても低く、受給できない世帯も余裕はない。児童扶養手当の受給はそもそも共働き世帯の平均年収に支給基準を引き上げるべき。平均レベルの生活も出来ていない状況なのに、なんの支援も受けられず、政策に大変不満。	C	児童扶養手当については、国の基準に則り実施しています。なお、経済的支援とともに、安定した生活を維持できるよう、正規就労への転職支援や資格取得支援など、ひとり親家庭の自立につながる就業支援を実施しており、今後もその充実に取り組んでいきます。
15	第4章 男性の子育てへの参加 促進	ハンドブックだけでなく、家族で参加できる“子育て講演会”など妊娠から出産後の女性の精神状態や乳児を世話する上での注意事項を実際に体験しながら勉強できる時間を作るべき。	C	保健福祉センターや子育て支援センターでは、プレママ・プレパパ向けの講座を行い、産後の女性の精神状態についてや人形を用いた育児の体験を行っています。より多くの皆さまにご参加いただけるよう、講座の告知の方法について検討していきます。
16	第4章 男性の子育てへの参加 促進	父親向けのハンドブックの配布とともに、子どもの接し方やあやし方を実践で体験できる教室があればさらに良いと思う。	C	
17	第4章 男性の子育てへの参加 促進	子どもの年齢に応じて必要な物や費用が分かる一覧があれば、計画が立てやすいのではないか。	C	今後の情報発信の参考とさせていただきます。

		意見要旨	反映状況	市の考え方
18	第4章 地域全体で子ども・子育て・若者を支える環境づくり	①他のタイトルに比べ、事業例の「ファミリー・サポート・センター事業」や「青少年・乳児ふれあい促進事業」といった表現が内容を捉えにくいと感じた。概要として記載していることは分かるが、もう少し詳細に伝えてほしい。 ②「地域全体で～」という文言は、漠然としたイメージがあり、「やはり行政は頼れないのでは」という意見にもつながってしまうのではないかと。	B	①本計画に掲載予定の事業は、名称とともに事業概要を記載していきます。 ②考え方については、「基本目標3－施策目標1－取組の方向性」に記載しています。行政だけでなく、地域の方々や企業など様々な主体がつながりあって子ども・若者や子育て家庭を支援していくことが重要であると考えており、「地域全体で」としています。
19	第4章 地域全体で子ども・子育て・若者を支える環境づくり	地域の防犯活動や子どもの教育などといった地域の活動に大学生が関わり、地域の子育てを支えると良いと思う。	C	行政だけでなく、地域の方々や企業など様々な主体がつながりあって子ども・若者や子育て家庭を支援していくことが重要であると考えています。大学生等、市内の若者と連携して取り組む事業を実施していますが、より積極的に参加していただけるよう情報発信等に努めます。
20	第4章 成果指標	成果指標との因果関係が分かるような具体的な事業を入れるべきではないかと。	C	成果指標の向上・改善に資する具体的な事業を本計画に掲載していきます。
21	第5章 子どもの貧困対策推進計画	自発的に声をあげることが難しい子どもがいるため、プライバシーが守られ、かつ気軽に相談できる場があるとよいと思う。	C	各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、中学校には教育相談員を配置し、児童生徒の保護者の相談ニーズに合わせた相談窓口の充実を図っています。 また、学校以外では、子ども若者相談センター、こころのホットライン、静岡市24時間いじめ電話相談などがあり、悩みのある子どもがいつでも相談できる場を提供しています。今後も引き続き、より相談しやすい場となるよう努めていきます。
22	第5章 子どもの貧困対策推進計画	成果指標について、ひとり親世帯以外の家庭もみるべき。また、貧困は経済的な面だけでなく、外国につながる子どもなど関係性の貧困もあると思う。また、障害をもつ子どもの家庭など、様々な家庭を想定していることを明記すべき。	A	「第5章第4節成果指標」の一部を追記します。成果指標3・7・12はひとり親に限らず、ひとり親世帯以外の世帯についても新たに指標とします。 また、令和元年度に策定された国の子供の貧困に関する大綱に記載されている「子供やその親に障害があったり、外国籍であるなどにより日本語が不自由であるなど、困窮層は多様であることに留意する」を「第5章第2節基本的な考え方」へ追記します。

		意見要旨	反映状況	市の考え方
23	第5章 子どもの貧困対策推進 計画	<p>成果指標を見直すべきではないか。</p> <p>①成果指標1：進学率ではなく、卒業率を見るべきである。</p> <p>②成果指標2：貧困の連鎖を見る指標と思われるが、今後の貧困リスク自体を見るのであれば、生保世帯に限らず、中退率全般を見るほうがよい。</p> <p>③成果指標3：ひとり親世帯以外の世帯についても見たらどうか。</p> <p>④成果指標4：貧困・困窮家庭に対しては、生活保護のワーカー、生活困窮者自立支援のワーカーなどのかかわりもあり、スクールソーシャルワーカーだけに限定することなく、種々の制度に関わっている子どもの改善率を見たらどうか。</p> <p>⑤成果指標5：貧困問題との関連が薄いように思われる。</p> <p>⑥成果指標6：貧困問題との関連が薄いように思われる。</p> <p>⑦成果指標7・就学援助：ひとり親世帯以外の世帯についても見たらどうか。</p> <p>⑧成果指標9：対象想定者のうちの参加率を見たらどうか。</p> <p>⑨成果指標12：ひとり親世帯以外の世帯についても見たらどうか。</p> <p>⑩成果指標13：里親による養育の質についてもよく見る必要がある（指標にする必要はない）。</p> <p>⑪成果指標14：正規就業の質についてもよく見る必要がある（指標にする必要はない）。</p>	A	<p>「第5章第4節成果指標」の一部を追記します。</p> <p>①：進学率を下げないことも重要であると考えため、前計画に引き続き進学率を指標としたいと考えています。卒業までの状況を測る指標として成果指標2及び3を設定しています。</p> <p>②：市で把握している数値は、生活保護世帯のみであるため生活保護世帯を対象としていますが、補足する指標として成果指標3を設定しています。次回の調査での導入について検討していきます。</p> <p>③・⑦：ひとり親世帯以外の世帯についても新たに指標とします。</p> <p>④：スクールソーシャルワーカー以外は改善率を測る基準を設けていないため指標にはできませんが、今後、それらの改善率を測る基準について検討していきます。</p> <p>⑤・⑥：「子ども若者相談センターにおける相談者の改善率」「放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施の校数」を指標から削除します。</p> <p>⑧：利用対象者は、生活保護世帯、児童扶養手当受給世帯、就学援助世帯等ですが、対象者に重複があり、想定の実人数を把握することができないため、延べ利用者数を指標としています。</p> <p>⑨：類似の指標となりますが、ひとり親世帯以外の世帯についても新たに指標とします。</p> <p>⑩：里親への研修を充実させることなどにより、里親による養育の質の確保に努めていきます。</p> <p>⑪：平成30年度に行ったひとり親家庭のアンケート調査の中で、雇用形態だけではなく、仕事の種類などについての質問を設けて把握しておりますが、次回の調査に向けて参考とします。</p>
24	第6章 静岡市子ども・子育て 支援事業計画	<p>ニーズ調査に基づいて計画が策定されていることは、とても良いことだと思う。放課後児童クラブを新たに35室整備するとあるが、適正規模での整備と質の向上、民間学童の事業実績や良さを生かした整備計画を望む。</p>	C	<p>放課後児童クラブの整備・運営については、適正規模での整備及び質の向上に努めていきます。</p> <p>なお、民間児童クラブの事業実績や良さを生かした整備計画については、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>
25	第6章 静岡市子ども・子育て 支援事業計画	<p>公設の放課後児童クラブでの保育内容や指導員の育成や研修、サービス内容といった課題も多いと思う。</p> <p>放課後の子どもの生活をより充実させるためにも国や市政が出している運営条件を満たしている民間の放課後児童クラブへの運営補助や障害児の加配補助金などの整備をお願いする。</p>	C	<p>市に届出している民間の放課後児童クラブのうち、市が必要と認める場合に補助金を交付しています。障害児の受入れのための支援員の加配に関する補助金の適用については、今後検討していきます。</p>

		意見要旨	反映状況	市の考え方
26	その他	子ども・若者が、他人事ではなく自分事として地域社会との関わりをもてるようにしたら良いと思う。例えば、子どもたちに「防災キャンプ」をさせることを提案する。	C	地域課題を自分事として捉え、主体的に解決に取り組んでいく若者を育成するため、高校生まちづくりスクールなどの事業を実施しています。なお、防災キャンプについては、ボーイスカウトにおいて実施しています。引き続き、子ども・若者が地域との関わりをもてるような事業に取り組んでいきます。
27	その他	静岡市は子育て世代が利用できる施設が充実し、支援活動をしている団体等も多いが、それらの情報を得られていない人が多い。 情報発信の際には、写真や分かりやすい説明文があると参加しやすくなると思う。また、施設・支援団体の現場の方たちが自発的に協力していける状況（エコシステム）が作れたらと思う。	A	様々な媒体を利用して子ども・子育て支援に関する情報発信に努めています。今後、写真の使用や説明文の工夫を行うことを「基本目標2－施策目標1－基本施策2－取組の方向性」に追記します。 エコシステムについては、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむ」などの活用を検討していきます。
28	その他	ワークショップの意見がどのように反映されているか、分からない。	A	ワークショップの意見の反映について「第2章第2節調査結果等からみた現状（ワークショップ）」に追記します。 また、ワークショップを踏まえて決定したキャッチフレーズ「あったかかずおか のほほん子育て ちょうどいいしずおか」や広報の案については、来年度以降、静岡市の子ども行政の広報に使わせていただく予定です。
29	その他	相談や支援の場を設けても口にしたくない子どもがいたり、外に出たくない、働きたくない人もいるため、大人だけで計画を立てても解決しないのではないか。	B	市民の皆さまのご意向・ご意見等については、「第2章第2節調査結果等からみた現状」に記載しています。本計画の策定にあたっては、子ども・若者・子育て世帯を対象とした各調査や子育て当事者によるワークショップを実施しており、大人だけではなく、子どもも含めた市民の皆さまのご意向・ご意見を反映しています。今後も、広く市民の皆さまよりご意見をいただきながら取り組んでいきます。
30	その他	“子ども”のための支援だけでなく“親”に寄り添う支援も必要ではないか。子育て・家事による精神的疲労やストレスが子どもに影響を及ぼす可能性を踏まえ、親へのサポートが必要であると思う。	B	“親”に寄り添う支援については、「基本目標2 子育てに喜びや生きがいを感じることができるまちの実現【子育て支援】」に記載しています。子育てや家事による精神的疲労やストレスが軽減するよう、子育て世帯へのサービス・休息場所の提供や気軽に相談できる体制の充実等に取り組んでいきます。
31	その他	子育て支援について養子など血縁関係がなくても受けることができるようにしてほしい。	C	児童手当の受給や子ども医療費の助成、認定こども園や放課後児童クラブの利用など養子縁組していれば受けることができる子育て支援を提供しています。今後も引き続き提供していきます。

		意見要旨	反映状況	市の考え方
32	その他	<p>①保育、放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の受け皿は増えているが、内容の充実の検討は。</p> <p>②長期休暇中の子どもの過ごし方への対応などは、親の働く企業の協力も必要ではないか。</p> <p>③不登校児への支援については、小中学生の受け皿が少ないと思う。学校のかわりになる居場所が増えると良いと思う。</p>	C	<p>①受け皿の拡大にあわせ、内容の充実・質の確保も大きな課題であると認識しています。</p> <p>保育では、指導監査、市が実施する研修への参加の呼びかけ、新たに開園する施設に対する巡回支援等を、放課後児童クラブでは、支援員向け研修等により質の確保に努めています。</p> <p>放課後子ども教室は、各学校にある実行委員会が実情に応じて活動内容の決定をしているため、活動内容の充実について画一的な指標を設定することは困難ですが、各実行委員会に対して、活動内容の充実につながる情報提供を継続して行っています。</p> <p>②長期休暇への対応など、子育てと仕事の両立のためには、企業でもワーク・ライフ・バランスの考え方が浸透する必要があると認識しています。このため、企業でワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が促進されるよう、引き続き啓発に努めます。</p> <p>③教室に入りづらい児童生徒については、各学校において学級に代わる居場所として、保健室や相談室、学校図書館等の別室指導の充実を図っています。学校に通うことができない児童生徒については、各区に1か所ずつ適応指導教室を設置し、学校以外の場所で集団生活を営むことができる場所を提供しています。集団への適応が難しい児童生徒については、担当相談員が個別に面談を行い、定期的に外に出て社会と接点をもつ機会を保障しています。今後も引き続き不登校児への支援に努めていきます。</p>